

香取市さくらねこ無料不妊手術チケット交付実施要領

制定 令和6年12月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の増加を抑え、地域の公衆衛生の向上及び良好な生活環境の保全を図るため、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる者に対し、公益財団法人どうぶつ基金（以下「基金」という。）が実施するさくらねこ無料不妊手術事業において行政枠として提供されるさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を交付するにあたり、基金が定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がいない猫であって、市内に生息していると推測されるものをいう。
- (2) 不妊去勢手術 雌猫の卵巣若しくは卵巣及び子宮を摘出する手術又は雄猫の精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 協力病院 基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に賛同し、基金の審査を経た者をいう。
- (4) さくらカット 飼い主のいない猫に対し、不妊去勢手術を終えたことが判別できるよう、手術時に片耳の先端にV字の切込みを入れる処置をいう。

(交付対象者)

第3条 チケットの交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 動物愛護に対し、活動意欲のある市内在住又は市内の事業所等に勤務する20歳以上の者であって、第4条に規定する活動の届出を行い、登録された者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(活動の届出)

第4条 前条の規定による交付対象者が、チケットの交付を受けるため市内において活動を行う時は事前に、香取市飼い主のいない猫愛護活動届出書（第1号様式）に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない（以下「届出」という）。

- (1) 官公署等の公的機関が発行した免許証、許可証又は身分証明書で本人の顔写真が貼り付けられたものの写し
- (2) 住民票（市内在住の場合）
- (3) 市外在住者にあつては、市内の事業所等に勤務していることが確認できる書類又はその写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(届出の登録期間)

第5条 前条による届出の登録期間は、届出日から当該年度の末日までとする。ただし、再登録を妨げない。

(届出事項の変更・辞退)

第6条 届出者は、届出内容に変更等が生じたとき又は活動を辞退するときは香取市飼い主のいない猫愛護活動変更・辞退届出書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の届出に際し変更内容が確認できる第4条に定める書類等の添付を求めることができる。

(届出の登録取消し)

第7条 市長は、届出者が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 前条による辞退の届出があったとき
- (2) 動物愛護の精神に反する行為等の事実が認められたとき
- (3) その他不法行為等公序良俗に反する行為が認められたとき

2 前項により登録を取り消したときは、香取市飼い主のいない猫愛護活動登録取消通知書(第3号様式)により、登録を取り消した者に通知するものとする。

(チケットの交付申請)

第8条 チケットの交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる前に、香取市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(第4号様式)に誓約書(別紙1)を添付して、市長に提出するものとする。

(決定通知)

第9条 市長は、前条の申請書が提出されたときは速やかにその内容を審査し、チケット交付の可否を決定するとともに、香取市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定(却下)通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(チケットの交付枚数)

第10条 市長は、前条の通知とともに申請者が第8条の申請書に記入した枚数のチケットを交付するものとする。ただし、基金から本市に対し行政枠として提供されるチケットの枚数、交付申請の状況、申請者の過去のチケットの使用実績等を考慮して、申請書に記入された申請枚数と異なる枚数を交付することができる。

(不妊去勢手術)

第11条 申請者は、前条により交付を受けたチケットを協力病院に提出することにより、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うものとする。

2 前項に付随してその事実を外部に表示するため、不妊去勢手術を受けた飼い主のいない猫に対し、雌猫にあつては左耳の先端を、雄猫にあつては右耳の先端のさくらカットを行うものとする。

(協力病院)

第 12 条 申請者が、前条により不妊去勢手術を行う協力病院は、第 8 条に規定する申請書に記入した当該申請者の希望する協力病院とする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて申請者の希望する協力病院を変更することができるものとし、申請書に協力病院の記入がないときは、市長が協力病院を選定するものとする。

(交付決定の取り消し及びチケットの返還)

第 13 条 市長は、偽りその他不正の方法によりチケットの交付を受けた者、第 6 条により登録を辞退した者又は第 7 条により登録を取り消された者があるときは、当該交付決定を取り消すとともに、交付したチケットの全部又は一部を返還させるものとする。

2 前項により交付決定を取り消したときは、香取市さくらねこ無料不妊手術チケット返還通知書（第 6 号様式）により、取り消した者に通知し交付したチケットの返還を求めるものとする。

(実績報告)

第 14 条 申請者は、第 11 条の不妊去勢手術をしたすべての猫を解放した後、速やかに香取市さくらねこ無料不妊手術チケット使用実績報告書（第 7 号様式）に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 不妊去勢手術内訳書（別紙 2）

(2) 飼い主のいない猫の捕獲現場の写真

(3) 不妊去勢手術を受けた飼い主のいない猫の写真（耳のさくらカットが分かるもの）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項のほか、実績なくチケットの有効期限が切れたときは、香取市さくらねこ無料不妊手術チケット使用実績報告書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

(チケットの返却)

第 15 条 申請者は、前条の規定による実績報告の提出に併せ、未使用のチケットを返却しなければならない。

(免責)

第 16 条 第 4 条に規定する届出を提出した者は、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術に関連して生じた事故等についてすべての責任を負い、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。